

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町緊急支援給付金事業(新型コロナウイルス感染症が理由で失業された高齢者・ひとり親・障がい者等・学生世帯への特別給付)		
担当部署	福祉部	高齢者福祉課	高齢者支援係
担当者名	中村 徹		
補助対象	<p>次の①から⑤の全てに該当する、「高齢者のみ世帯」、「ひとり親家庭」、「障がい者(児)等が世帯員である世帯」、「学生等のみ世帯」を対象とします。</p> <p>① 申請世帯の世帯員全員が令和2年1月1日現在、瑞穂町の住民であった</p> <p>② 令和2年2月1日以降、新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計を支える世帯員(以下「申請者」という)が失業(定年退職、自己都合対象は除く)し、かつ雇用保険の基本手当を受給していない。</p> <p>③ 令和元年度の世帯全員の収入額が、「おおむね生活保護の保護基準額を超え、かつ1.75倍以下の範囲」であった。</p> <p>④ 申請時に生活保護を受給または申請していない。</p> <p>⑤ 世帯員全員が町税及び各種公的保険料並びに町公共施設などの使用料を滞納していない。</p> <p>※ 緊急的な対策であることから、上記に該当しない場合であっても、世帯の状況等を考慮した結果、町が認める場合には給付対象とする予定です。</p>		
規程等	瑞穂町高齢者世帯等の失業に対する緊急支援給付金事業実施要綱(予定)		
事業概要(できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること)	<p>新型コロナウイルス感染症予防のため、原則、電話及び郵送による相談及び申請受付事務を実施します。</p> <p>① 6月号広報で周知をします。</p> <p>② 申請を希望する方には、まず担当部署に電話で連絡をしていただきます。</p> <p>③ 電話により、対象世帯であることが確認した上で、申請書類等を郵送します。</p> <p>④ 対象世帯の申請者は、郵便による申請をします。</p> <p>⑤ 担当部署は申請内容を速やかに確認し、給付の可否を決定、申請者に通知によりお知らせします。</p> <p>⑥ 給付決定となった世帯の申請者の口座に、給付金を振り込みます。</p>		
補助の必要性(できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること)	<p>対象となる世帯については、生計を支えている方が非正規雇用者である割合が比較的高いことや雇用保険に加入できない短時間勤務に従事している場合も少なくないと考えられます。これらの方が新型コロナウイルス感染症の影響で職を失った場合、すぐに再就職先を見つけるのは困難であり、町が独自の支援を緊急に実施し、生計維持を支えることが必要です。</p>		

補助金額

- ① 給付回数 1世帯あたり1回のみ
- ② 給付金額 申請者に10万円、申請者以外の世帯全員に1人あたり1万円

実施期間

申請期間は令和2年6月中旬から同年7月末までのおおむね1か月半程度とする予定です。

その他

広報みずほ6月号に案内チラシを差し込み、配布する予定です。